

決 定 書

再審査申立人 佐川急便株式会社

再審査被申立人 全日本港湾労働組合関西地方本部
同 全日本港湾労働組合関西地方建設支部

主 文

本件初審命令を取り消し、再審査被申立人らの本件救済申立てを却下する。

理 由

1 本件初審申立て及び初審命令

(1) 本件の初審申立ては、本件再審査被申立人である全日本港湾労働組合関西地方本部（以下「関西地本」という。）及び関西地本建設支部（以下「建設支部」という。）並びに建設支部佐川急便分会（以下「分会」という。）が平成6年10月11日付けで申し入れた団体交渉を拒否したとして、再審査申立人佐川急便株式会社（以下「会社」という。）を被申立人として、平成7年1月5日に大阪府地方労働委員会（以下「大阪地労委」という。）に対して行われ、大阪地労委平成7年（不）第1号事件として同地労委に係属した。

なお、分会は、同年2月21日に上記救済申立てを取り下げた。

(2) 大阪地労委は、平成7年7月28日、関西地本及び建設支部の申立てを認める旨の救済命令を発した。

2 本件再審査申立て及び再審査申立て後の事情等

(1) 会社は、この救済命令を不服として、平成7年8月7日、当委員会に再審査を申し立て、本件初審命令の取消しを求めた。

(2) 当委員会は、本件について審査を行い、平成8年1月29日、審問を終結した。

イ 関西地本及び建設支部は、会社が、平成7年3月25日及び同年4月13日に申し入れた団体交渉に応じないとして、同月20日に大阪地労委に救済申立て（平成7年（不）第34号事件）を行い、同地労委は、同8年2月15日、救済命令を発したが、会社はこれを不服として当委員会に再審査を申立てた（平成8年（不再）第3号事件）。

ロ 関西地本及び建設支部は、その後も、会社が団交を拒否しているとして、大阪地労委に救済申立て（平成7年（不）第61号事件、平成8年（不）第1号事件）を行っていたが、これら両事件については、下記(4)の判決が確定したことを理由として、救済申立てを取り下げた。

(4) 関西地本及び建設支部は、両者の上部組織である全日本港湾労働組合と

ともに、関西地本及び建設支部が平成6年10月以降数次に渡って申し入れた団体交渉を会社が拒否し続けたことを理由として、大阪地方裁判所（以下「大阪地裁」という。）に損害賠償請求事件（平成8年(ワ)第1764号）を提起し、同地裁は、平成10年3月9日、関西地本及び建設支部の請求を一部認容し、会社に損害賠償として金員の支払いを命じ、同判決は確定した。

(5) 平成8年6月20日以降、会社は、関西地本及び建設支部と団体交渉を行い、この団体交渉では、本件救済申立てにかかる平成6年10月11日付け団体交渉申入れの内容であった会社の従業員であるX1（分会長。以下「X1」という。）の復職条件についても話し合いが行われ、X1は、同8年9月21日に会社に復職している。

(6) X1は、会社における過重労働等によって腰痛症になったと主張して、大阪地裁に損害賠償請求事件(平成8年(ワ)第1763号)を提起し、同地裁は、平成10年4月30日、X1の請求を一部認容し、会社に損害賠償として金員の支払いを命じた。

会社は、この判決を不服として大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）に控訴し、同高裁において和解が進められた。

なお、X1は、平成6年3月、大阪中央労働基準監督署により労災認定を受けている。

(7) 上記(6)の大阪高裁における和解で、会社並びにX1、関西地本及び建設支部間に和解が成立し、これに伴い、関西地本及び建設支部は、平成11年3月23日、本件救済申立てを維持する意思がないことを通知する旨の「通知書」と題する文書を当委員会に提出した。

3 当委員会の判断

上記2の(7)のとおり、関西地本及び建設支部は、平成11年3月23日、当委員会に対し、本件救済申立てを維持する意思がない旨の「通知書」を提出している。これによれば、関西地本及び建設支部は、本件救済申立てを維持する意思を放棄したものとみることができる。

よって、本件初審命令を取り消し、関西地本及び建設支部の本件初審救済申立てを却下することとした。

以上のとおりであるので、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第1項の規定により準用される同第34条第1項第7号の規定に基づき主文のとおり決定する。

平成11年4月21日

中央労働委員会

会長 花見 忠 ㊟